農薬適正使用について

農薬取締法と
農薬使用者が遵守すべき基準

令和７年度
農薬適正使用研修会

長野県　農政部　農業技術課

散布農薬の影響範囲

しあわせ信州

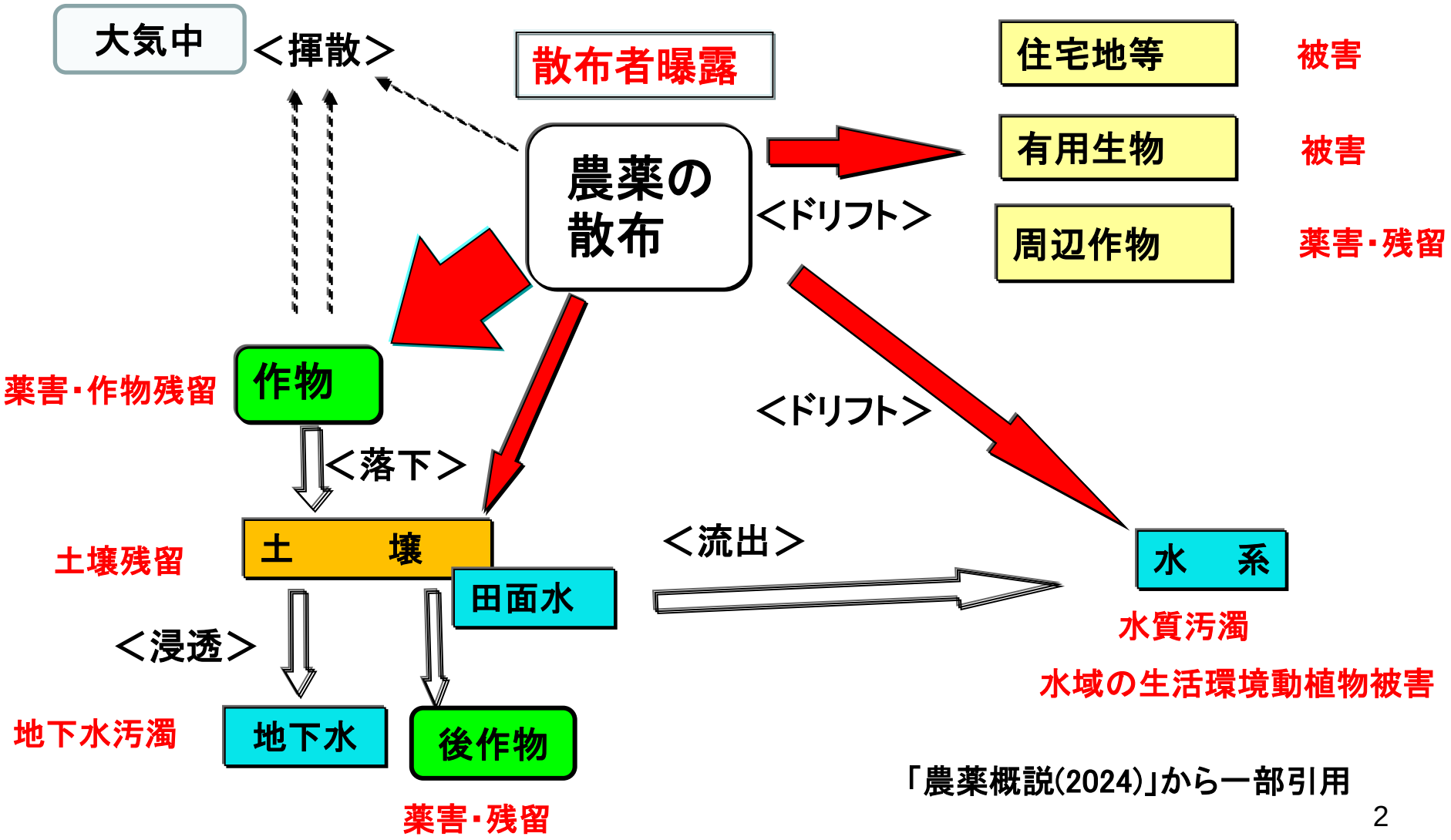

「農薬概説(2024)」から一部引用

農薬の利用について

農薬を不適切に使用した場合の影響は？

①農作物（食品）への影響

農薬残留基準値超過した場合

■**農薬取締法違反**

・**原因の究明**

・**適正使用指導**

■**食品衛生法違反**

・**出荷前⇒出荷停止**

・**出荷後⇒市場からの回収**

農薬の利用について

農薬を不適切に使用した場合の影響は？

②周辺環境への影響

■**農薬が河川等へ流出した場合**

・**貯水池への影響、水質汚染**

・**魚等の水域の環境生活動植物への被害**

■**住宅地等へ飛散した場合**

・**健康被害の発生**

・**自動車等の汚染**

農薬の利用について

- 意図的に農作物（食品）に散布
- 意図的に環境中へ放出

リスク管理が必要

⇒**農薬取締法**にて
農薬の**登録制度**　や
使用者の遵守事項　等を
定めている

農薬取締法等について

農薬取締法

（昭和23年7月1日　法律第82号）

○　1948年に不正・粗悪な農薬の出回りを防止し、農薬の品質の保持向上を図るために制定

→　販売業者への規制が中心

○　2002年に無登録農薬の使用問題により、農薬使用の規制が強化

⇒　**農薬使用基準の設定**

○　2018年6月に農薬の安全性を向上させ、登録制度の国際的調和を図るべく、法律の一部を改正

⇒　**再評価制度の導入**

農薬取締法について

第２５条（農薬の使用の規制）

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、（中略）農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

↳ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

２　略

３　農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

農薬取締法等について

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

【農薬使用者の責務】

1　農作物等に害を及ぼさない。
2　人畜に危険を及ぼさない。
3　農作物等を汚染させない。
　汚染された農作物等が原因で人畜に被害を生じさせない。
4　農地等の土壌を汚染させない。
　汚染により農作物等を汚染させ、その農作物等が原因で人畜に被害を生じさせない。
5　水産動植物の被害を発生させない。
6　公共用水域を汚濁させない。
　汚濁した水の利用により人畜に被害を生じさせない。

農薬取締法等について

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

【遵守義務】

1　食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務

★適用作物への使用

★使用量又は濃度の範囲内

★使用時期

★総使用回数の範囲内

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	使用回数
トマト	ｱﾌﾞﾗﾑｼ類 ｵﾝｼﾂｺﾅｼﾞﾗﾐ	2,000～ 3,000倍	収穫前日まで	3回以内
ミニトマト	ｱﾌﾞﾗﾑｼ類 ｵﾝｼﾂｺﾅｼﾞﾗﾐ	3,000倍	収穫前日まで	1回

※農薬登録ラベルの例

2　以下の者は農薬使用計画を毎年度農林水産大臣に提出

（計画が変更になった場合も同様）

★くん蒸農薬使用者（倉庫・天幕（木材等）等のくん蒸）

★航空散布の農薬使用者（有人ヘリ）

★ゴルフ場の農薬使用者

（環境大臣へも提出する）

「責務」及び「遵守義務」に違反した場合、罰則の対象になる可能性があります。

《罰則内容》

３年以下の懲役又は100万円以下の罰金

間違いやすい作物例

大きさが違う

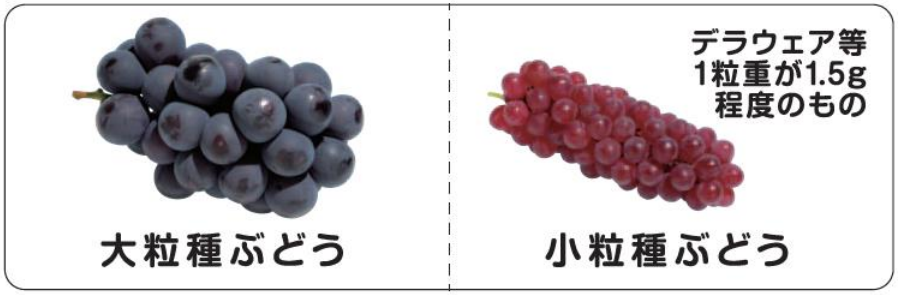

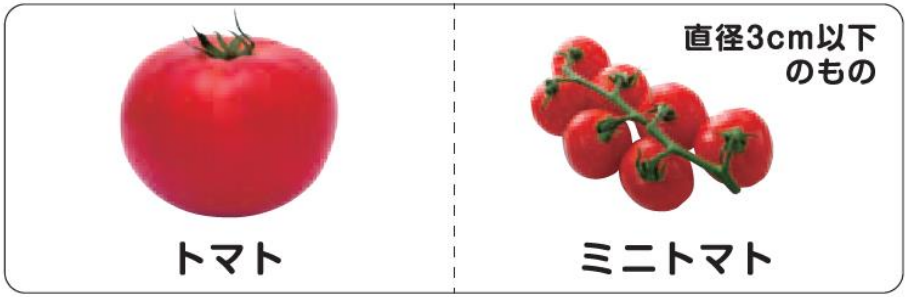

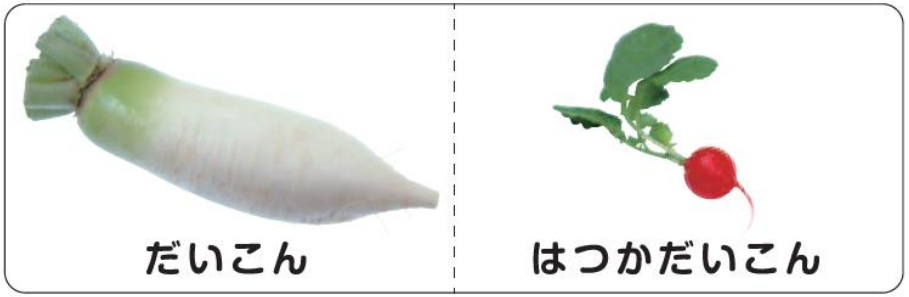

農薬取締法等について

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

【努力義務】

1　散布履歴の記帳
（散布日、散布場所、作物、農薬の種類・濃度／量）

2　水田使用農薬の止水期間を守る。

3　住宅地周辺での飛散防止⇒「住宅地等における農薬使用について」

4　土壌くん蒸剤の揮散防止と被覆期間を守る。

5　有効期限切れ農薬を使用しない。

6　農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項に従って農薬を適正に使用する。

（住宅地等における農薬の使用）
第六条　農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

農薬適正使用について

住宅地等における農薬使用について

住宅地等通知について

住宅地等における農薬使用について

（通称：住宅地等通知）

・平成15年９月16日付け　15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知
・平成19年１月31日付け　18消安第11607号・環水大土発第070131001号
農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知
・平成25年4月26日付け　25消安第175号・環水大土発第1314261号
農林水産省消費・安全局長、 環境省水・大気環境局長通知

住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項

【主な内容】

1　農薬の飛散により周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼさない。

2　農薬使用者及び委託者は事前に周辺住民に十分周知する。

3　現地混用による危害などが発生しないよう注意する。

住宅地等通知について

check

しあわせ信州

住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項

■　**ラベルを確認**

使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守る

■　**飛散防止対策の徹底**

無風又は風が弱いときなど近隣に影響のない時間帯を選ぶ

飛散低減ノズルの使用や風向き、ノズルの方向に注意　など

■　**使用履歴を残す**

使用年月日、場所及び対象植物、種類や使用量等の一定期間の保管

委託者にあっては写しを保管

→　何かがあったときのため　＋　防除方法や時期の検討

住宅地等通知について

check

しあわせ信州

住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項

■　**農薬を使用する前に事前周知**

何のために、いつ、どこで、だれが、何を使うか　→　十分な時間的余裕
化学物質過敏症の方への配慮

■　**散布する日時等に最大限の配慮**

近隣に道路がある場合　→　通学・通勤時間帯を避ける

学校や公園などの施設　→　土日や放課後・休館日

立て看板の表示、立ち入り制限範囲の設定

住宅地等通知について

公園、街路樹等における遵守事項

■　現地混用の回避

病害虫を早期に発見して取り除き、やむを得ない場合のみ農薬を使用することが原則、複数の病害虫の発生は想定されない

→　予防散布、現地混用の禁止（特に有機リン剤）

「農薬飛散対策技術マニュアル」

（平成22年３月農林水産省消費・安全局祝物防疫課）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/

「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」

（平成22年5月31日　環境省　水・大気環境局　土壌環境課農薬環境管理室）

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル優良事例集」vol.1 ・vol.2

（平成25年３月、平成29年３月　環境省　水・大気環境局　土壌環境課農薬環境管理室）

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri_cases.html

住宅地等通知について

地方公共団体が行う病害虫防除に際して

公共施設等における植栽の病害虫防除業務等に係る事務取扱要領

（平成25年５月31日付け　25農技第140号農政部長通知）

長野県内の地方公共団体が管理する施設等の植栽の病害虫防除等が、住宅地等通知の趣旨を遵守して実施されるよう、施設管理者及び委託者に下記事項を徹底する。

1　業務委託に当たり、当該業務の仕様書に遵守事項を規定する。

2　入札資格要件として、業務上の責任者に対し指定の研修の受講又は有資格者（農薬管理指導士等）であることを規定する。

3　施設管理担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加すること。

住宅地等通知について

地方公共団体が行う病害虫防除に際して

【入札参加資格要件となる研修の受講証明（有効期限３年）】

（表面）

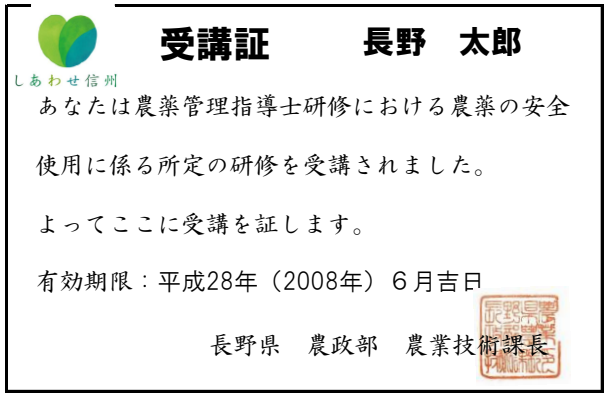

受講証　　長野　太郎

しあわせ信州

あなたは農薬管理指導士研修における農薬の安全使用に係る所定の研修を受講されました。

よってここに受講を証します。

有効期限：平成28年（2008年）６月吉日

長野県　農政部　農業技術課長

（裏面）

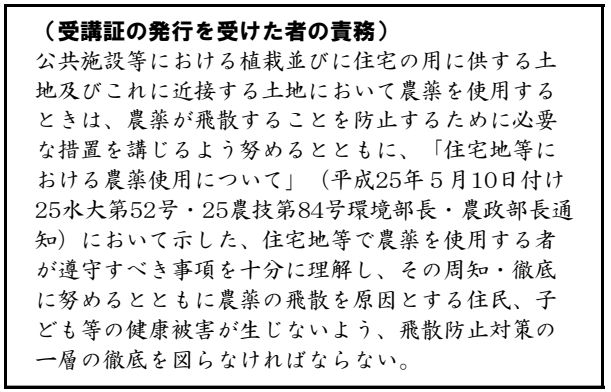

（受講証の発行を受けた者の責務）

公共施設等における植栽並びに住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年５月10日付け25水大第52号・25農技第84号環境部長・農政部長通知）において示した、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を十分に理解し、その周知・徹底に努めるとともに農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図らなければならない。

農薬適正使用研修会（例年6月上旬）

農薬管理指導士更新研修（例年２月上旬）

住宅地等通知について

事前周知のポイント

■　何のために

農薬以外の対応が困難であり、必要不可欠であることを伝え、住民に理解を求める

■　何時、何処に

住民が、洗濯物を外に干さないようにする、窓を閉める、付近に乗用車を駐車しない、近くの道路を通らない等の対策がとれるように

気象条件が合わない場合の代替日など

■　どのような農薬を

万が一の場合に、その情報を持って医療機関へ

地域の医療機関の連絡先を明記する→　迅速な措置、被害の重篤化を防ぐ

住宅地等通知について

事前周知のポイント

■　周辺住民・施設の来訪者へ

チラシ、回覧板、立て看板、ＨＰ、掲示板

通学路であれば、学校、保護者等へ事前周知　→　対応可能な全ての手段

■　通行人へ

飛散の恐れがある道路の両側に立て看板

■　施設の来訪者へ

飛散の恐れがある区域をロープなどで囲い立入を制限する

施設の入り口などに看板を設置しお知らせする

「伝えた」「聞いていない」がトラブルの元

事前周知は立て看板のみで済ませず、丁寧な対応を

重要なこと

- 「防除のため農薬散布は当たり前」から入らない
- 誠意ある対応（相手の話をきちんと聞く）
- 農薬使用者と住民が**相互理解**を深めること

農薬を使用する者、防除を委託した者は
当事者意識を持ちましょう

農薬を使用する者は人や周辺環境等に
危害を及ぼさないようにする責務があります

農薬適正使用について

ゴルフ場における
農薬適正使用について

ゴルフ場における農薬適正使用

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

■　第１条（目　的）

ゴルフ場における農薬及び着色剤の安全かつ適正な使用等の確保

農薬等の使用に伴う周辺環境の汚染の防止を図る

農薬等による被害を防止、良好な環境の保全に寄与

■　第２条（定　義）

「農薬」＝農薬取締法（以下「法」という）第２条に規定する農薬

→病害虫の防除に用いられる殺菌剤・殺虫剤等、成長促進剤・発芽抑制剤等、天敵

「事業者」＝県内に開設されたゴルフ場を経営している者

（ゴルフ場の造成工事の発注者を含む）

ゴルフ場における農薬適正使用

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

■　第３条（農薬の購入）

農薬登録を受けた農薬を、販売届を行った販売店から購入する

■　第４条（農薬の適正使用）

農薬の使用を必要最小限にとどめるよう努め、農薬を使用するときは、農薬の表示ラベルの内容を遵守する。

→適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項等

■　第５条（被害防止対策の徹底）

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」の遵守

■　第６条（農薬等の保管）

施錠できる保管庫等の設置

ゴルフ場における農薬適正使用

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

■　第７条（農薬等取扱責任者）

農薬取扱責任者の設置　→　農薬管理指導士の有資格者

30日以内に知事（農政部農業技術課）及び所在する市町村長へ報告

変更したときも同様

■　第８条（農薬適正使用研修等）

農薬等取扱責任者・その他の農薬の使用に携わる者の研修会への参加

→農薬適正使用研修会等

■　第９条（農薬等取扱規程）

事業者が遵守すべき事項を含む農薬の取扱いに関する規程

→速やかに知事（農政部農業技術課）及び所在する市町村長へ報告

変更したときも同様

ゴルフ場における農薬適正使用

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

第10条（農薬等の使用実績の報告等）

毎年４月１５日までに、前年度の農薬の使用実績を報告

知事（農政部　農業技術課）及び所在する市町村長

農林水産省・環境省省令第５号

第５条（ゴルフ場における農薬の使用）

毎年農薬を使用する最初の日までに、使用者名、住所、使用計画を提出

農林水産大臣及び環境大臣（提出先：関東農政局消費・安全部安全管理課）

ゴルフ場における農薬適正使用

病害虫・雑草防除における特別指導事項

■ **魚毒に注意する**

水質汚濁性農薬〔ＣＡＴ剤（シマジン）〕は使用しない。

■ **蚕毒に注意する**

使用できる地域が指定されている。

■ **ミツバチに注意する**

周辺における養蜂の実態を把握しておくこと

長野県病害虫防除部ＨＰ　農薬関係情報

「ゴルフ場における適正農薬使用基準」

http://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/nouyaku.html

農薬適正使用について

農薬残留基準値超過事案と事故事例について

しあわせ信州

全国の残留農薬基準値超過事案

（令和５年度）

1　全国の状況

・50件（長野県 農業技術課調べ）

2　長野県の状況

・１３件（平成18年度から令和元年度）

・平成26～28年度は無し

・平成29～31（令和元年）年度　各１件

・令和２～５年度　無し

【ポジティブリスト制度】

（平成18年5月29日施行）

原則全ての農薬に対して、残留基準値が設定されていない作物に一律基準値を設定

（0.01ppm）

全国の残留基準値超過事案の傾向（令和５年度）

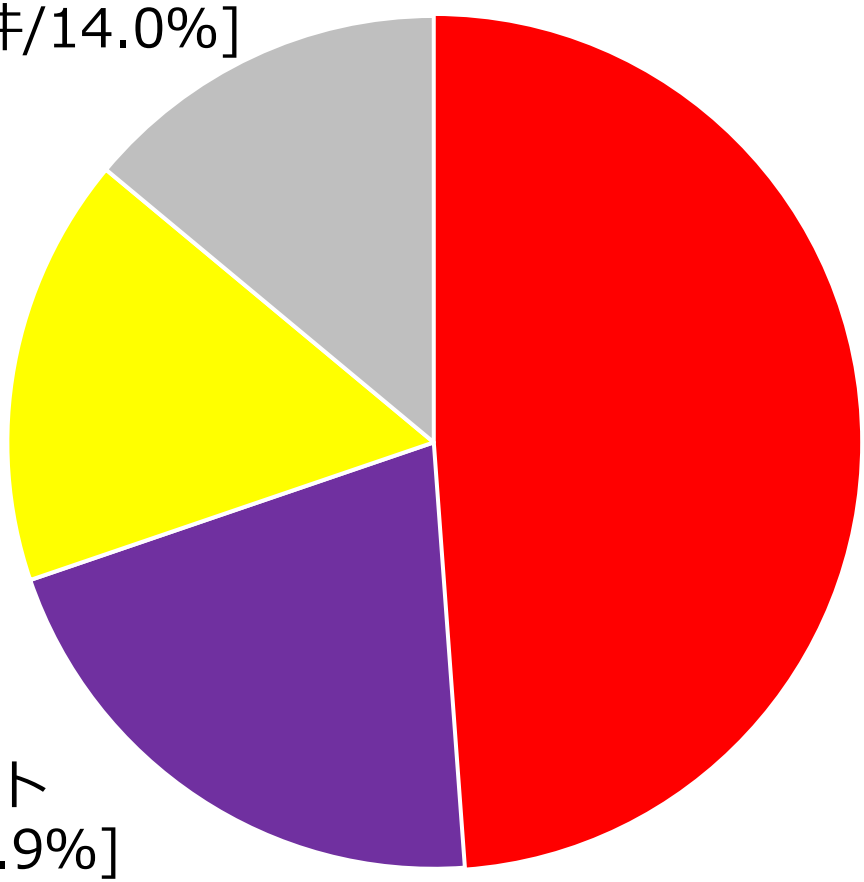

※原因が特定できた43件

農薬の不適正使用事例①

基準値超過の概要	
作物名	しゅんぎく
農薬成分	フェントエート
検出濃度	0.07ppm
基準値	0.01ppm
原因	適用がないのに関わらず散布

農薬の不適正使用事例①

農薬使用状況

生産者は、販売店へ「野菜のアブラムシに効く農薬」が欲しい旨相談し、エルサン乳剤を勧められて購入し、散布した。

当該生産者及び販売店へ農薬の適正使用について指導を行った。

出荷された作物の回収

回　　収：あり（自主回収）

公　　表：あり

しあわせ信州

農薬の不適正使用事例②

基準値超過の概要	
作物名	ねぎ
農薬成分	アセフェート
検出濃度	0.02ppm
基準値	0.01ppm
原因	作業のミス

しあわせ信州

農薬の不適正使用事例②

農薬使用状況

ねぎほ場に隣接するほ場にオルトラン水和剤を散布する際にホースが絡まり、これを解消する作業時に一部のねぎに薬剤が付着した。

同様の事案を防止するため、従業員への教育と散布方法及び事前準備について工夫するように指導を行った。

出荷された作物の回収

回　収：なし（自主回収）

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況
（令和元～令和５年度）

人に対する事故

単位：件（人）

区分＼年度		R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
死亡	散布中	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
	誤用	0（0）	1（1）	0（0）	4（4）	0（0）
	小計	0（0）	1（1）	0（0）	4（4）	0（0）
中毒	散布中	9（21）	8（10）	8（16）	8（23）	5（12）
	誤用	2（2）	8（9）	6（6）	3（3）	10（10）
	その他	0（0）	5（5）	5（5）	3（3）	5（31）
	小計	11（23）	21（24）	19（27）	14（29）	20（53）
計		11（23）	22（25）	19（27）	18（33）	20（53）

（注）・集計した事故には、自他殺は含まない。
・区分欄の「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。
・区分欄の「誤用」は散布中以外の事故（誤飲・誤食等）を指す。
・発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。

農林水産省調べ（抜粋）

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況
（令和元～令和５年度）

原因別

単位：件（人）

年度 原因	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度
マスク、メガネ、服装等装備不十分	3（3）	2（2）	2（2）	4（5）	1（1）
使用時に注意を怠ったため本人が暴露	1（1）	2（2）	1（1）	1（1）	0（0）
長時間等の作業や不健康状態での散布	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
器具の故障、操作ミス等による流出等	0（0）	0（0）	2（2）	0（0）	0（0）
ドリフト防止策未実施	0（0）	0（0）	0（0）	1（1）	0（0）
農薬使用後の作業管理不良	5（17）	4（6）	3（11）	2（16）	4（11）
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食	2（2）	8（9）	6（6）	4（4）	9（9）
薬液運搬中の容器破損、転倒等	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	1（1）
その他	0（0）	0（0）	2（2）	1（1）	0（0）
原因不明	0（0）	6（6）	3（3）	5（5）	5（31）
計	11（23）	22（25）	19（27）	18（33）	20（53）

農林水産省調べ（抜粋）

しあわせ信州

農薬の事故事例

主な原因

農薬の残液を飲料物の容器に保管していたため、誤飲した。

農薬を飲料と並べて保管していたため、誤飲した。

中毒の内容

全身倦怠感、嘔吐、吐き気、下痢等

■防止対策

農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器に移し替えない。

農薬は、飲食物と分けて保管する。

農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。

しあわせ信州

農薬の事故事案

概要

作業小屋を清掃中、農薬とわからず小屋内にあった古い青い粉末状の塊※を自宅横の水路に投棄。投棄場所から下流数十m範囲にある一般家庭８戸の池のコイが斃死。河川近辺の下流域の被害はなし。

（※発生当初は不明物質。後に分析結果から硫酸銅と判明。）

■県の取組み

- 現地で農薬保管管理および廃棄方法による指導を実施。
  （投棄者が農薬であろうと申し出ていたため）
- 農薬危害防止運動と併せ、各現地機関および関係機関に適正な保管管理および廃棄の指導徹底文書の通知。

農薬適正使用について

その他

長野県農作物病害虫・雑草防除基準

まずは覗いてみましょう！防除基準！

長野県農作物病害虫・雑草防除基準では作物分類表を掲載しています。
また、農薬登録における適用作物名については、長野県で作成している病害虫・雑草防除基準に記載がありますので確認してみてください。
日常で普段思っていた農作物の分類が間違っているかもしれません！！

（例）食用サクラ（葉）・（花）

普通であれば花き類・鑑賞植物と思いますが…

“野菜類”となります

最新のものはFAMICのHPでも、公開されています。
表に記載がなく、適用作物が不明なものは、現地農業農村支援センター技術経営普及課もしくは県庁農業技術課へご相談ください。

農薬登録における適用作物名について（一部抜粋）

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
野菜類	うり類	うり類（成熟）	メロン	アールスメロン、アムスメロン、アンデスメロン、エリザベスメロン、キンショウメロン、キンショーメロン、クインシーメロン、タカミメロン、ハニーデューメロン、パパイヤメロン、プリンスメロン、ハミウリ	成熟した果実を収穫するもの
			漬物用メロン		未成熟な果実を収穫するもの
	なす科果菜類	―	しょくようほおずき	ゴールデンベリー、トマティロ、グランドチェリー	果実を収穫するもの
		―	トマト		果実を収穫するもの 直径３cm以下のものは含まない
		―	ミニトマト		果実を収穫するもの 直径３cm以下のもの
		―	なす		果実を収穫するもの
		ピーマン及びとうがらし類	甘長とうがらし	伏見とうがらし、万願寺とうがらし、三宝とうがらし、ひもとうがらし	果実を収穫するもの 未成熟の状態で利用する甘味種
			かぐらなんばん		果実を収穫するもの
			きだちとうがらし		
			ししとう	ししとうがらし、獅子唐、葵ししとう	
			とうがらし	鷹の爪、八房、日光とうがらし、札幌大長とうがらし	果実を収穫するもの 未成熟の状態で、あるいは完熟させて利用する辛味種
			ハバネロ		果実を収穫するもの
			ピーマン	大獅子、カリフォルニアワンダー、カラーピーマン、オランダパプリカ	
			ピカンテ		

「県防除基準（P3～）」

ミツバチに対する危害防止対策について

長野県農作物病害虫・雑草防除基準（P43）

- **地域の養蜂実態を把握**しておく
- ミツバチ農薬危被害対策連絡会議（事務局：地域振興局農業農村振興課）にて農薬散布時期やミツバチの飼育場所の情報交換
- ミツバチが活動している時（13～30℃）の農薬散布に注意
- **飛散しにくい剤型の選択**
- ミツバチの採みつ時期を考慮する（例：りんご４月下旬～５月上旬）

蚕児および魚介類等対する特別指導事項について

長野県農作物病害虫・雑草防除基準

- これらに対する農薬の危被害を未然に防止するため、指定農薬危被害防止対策推進用に基づき、特別な指導が必要な農薬を定めている。（防除基準Ｐ26）
- 使用指定地域も規定している。
- ラベル標記で注意喚起マーク（魚介類およびカイコ注意等）があるような農薬は注意しましょう。

無人航空機による農薬の空中散布について

■　無人ヘリコプターによる散布の届出

- 航空法
- 国の「無人ヘリによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」
- 県の「長野県無人航空機利用空中散布等作業指導要領」

に基づき

- ✓　航空法に基づく許可・承認の申請（国土交通省東京航空局へ）
- ✓　実施計画書の届出（**散布14日前**までに病害虫防除所へ）
- ✓　実施報告書の届出（**散布後１ヶ月以内**に病害虫防除所へ）
- ✓　事故の報告

※有機リン系の殺虫剤の使用は控える

詳しくは病害虫防除部ＨＰ参照
（http://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/shinsei/mujinheri.html）

県無人航空機利用空中散布等作業指導要領の直近の改正

しあわせ信州

■　無人マルチローターによる散布計画書の届出を不要とした

→国のガイドラインに準拠

●不要としましたが、無人マルチローターによる空中散布に係る安全ガイドラインの遵守及び下記の事項について再度徹底をお願いします

→農薬使用者の責務の徹底（人畜等への被害防止）

→航空法（機体登録、飛行の許可申請）の遵守

→実施後には実施報告書の提出

無人航空機による農薬空中散布について

しあわせ信州

● 長野県無人航空機利用空中散布等作業指導要領

✓ 長野県病害虫防除所への届出　（実施計画書、実施報告書）

→無人ヘリコプターは実施計画書及び実施報告書の提出

→無人マルチローターは実施報告書の提出

✓ 事故が起きた場合の報告

✓ 実施前に国の「無人ヘリコプターおよび無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」を確認すること

詳しい手続きは病害虫防除部ＨＰを参照

（http://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/shinsei/mujinheri.html）

リーフレットの紹介

（公社）緑の安全推進協会とクロップライフジャパンで、農薬の適正使用に関するリーフレットを作成し、無料で配布しています。

（緑の安全推進協会HP）http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html
（クロップライフジャパンHP）http://www.jcpa.or.jp/labo/books/

正しく使って、しっかり省力!
みんなが安心!

ドローン散布安全チェックブック

チェック項目一覧表付き

お問い合せ先

緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4
TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513
www.midori-kyokai.com

JCPA農薬工業会
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6 京和ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
www.jcpa.or.jp

協力

農林水産航空協会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル4階
https://www.j3a.or.jp/

◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使
などに関する講師派遣のお問い合せ
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-251

ドローンを正しく使って、省力的に防除しましょう!

ドローン散布は、農作業の効率化に期待が高まる一方で、トラブルの報告事例も増加しています。作物や作業者への危険や損害を防ぐため、散布前には必ず安全チェックを行いましょう!

チェック1：ドローンの登録と点検

使用するドローンは国への機体登録が必要です。接触や墜落による事故を防ぐため安全点検を十分に行い、飛行計画をしっかり立てましょう。

ドローン散布においても、農薬の適正使用を心がけましょう!

以下の二次元コードから、農薬の適正使用に関する各種リーフレットがご覧いただけます。是非ご活用ください。

周辺への配慮や、飛散防止について…
「飛散防止のポイント」

農薬ラベルの読み方や、使い方について…
「農薬を正しく使って確かな収穫」

もしトラブルが発生してしまったら、速やかに関連機関に連絡しましょう!

準備から後片づけまで。ドローン散布を安全に行うために、必ずチェックしましょう!

見やすい場所に貼ってご活用ください!

ドローン関連のチェック!

【事前の準備(飛行計画)】

- □ ドローンの機体登録、登録番号表示等は行っていますか?
- □ オペレーターはドローンでの農薬散布訓練を受けていますか?
- □ 農薬散布のための飛行の許可申請は行いましたか?
- □ ドローンの定期点検は行っていますか?

[申請・登録・通報はHPから]
ドローン情報基盤システム(DIPS)2.0
https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/

【散布当日】

- □ 使用するドローンは、日常点検の飛行前点検を行いましたか? [モーター、電気系統、ローター等]
- □ バッテリーの充電状態を確認しましたか?
- □ 予備バッテリーは準備していますか?
- □ 散布に使用する薬剤の登録内容を確認しましたか?

周辺の安全をチェック!

【事前の準備】

- □ 散布区域の作業地図を用意しましたか?
- □ 散布地区周辺への住民に通知しましたか?
- □ 散布日の天気予報・風向きを確認しましたか?
- □ ドリフトの危険性があるものを確認しましたか? [周辺の他作物、学校、自動車、河川・水源、家畜、ミツバチ]
- □ 飛行障害物(電線等)の確認と、回避する飛行ルートを設定しましたか?

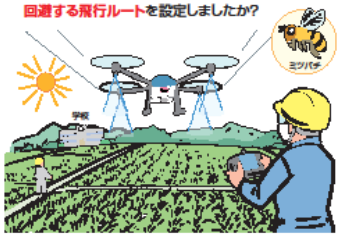

【散布当日】

- □ 風向き・風速の問題はないですか? また、風下に他作物・有機圃場はありませんか?
- □ 第三者の立ち入りを制限しましたか?
- □ 止水管理は行いましたか? (水田の場合)

使用薬剤のチェック!

【事前の準備】

- □ 薬剤の登録内容をチェックしましたか? [作物名、使用時期・個数、希釈倍数、処理量]
- □ ドローン散布に適した薬剤*を選びましたか?

*「無人航空機による散布(満下)」や「無人ヘリコプターによる散布(満下)」、または「散布」の記載がある場合は、ドローン散布が可能です。ただし、「空中散布」と記載されているものは有人ヘリでの散布になるため、ドローン散布ができませんのでご注意ください。

■「無人航空機による散布」の登録記載例

ドローンや無人ヘリ散布を前提とした、高濃度少量散布の登録。

例1) ○○○○○フロアブル

作物名	適用病害虫名	使用時期	使用量	散布方法	使用時期	使用回数
稲	いもち病	8葉	0.8ℓ/10a	無人航空機による散布	7日前	2回

■「粒剤散布、フロアブル原液満下等」の登録記載例

使用の際は、適切な機体やアタッチメントを選択しましょう。

例2) □□□□□粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	散布方法	使用時期	使用回数
稲	ウンカ類	3kg/10a	散布	14日前	2回

例3) △△△△△フロアブル

作物名	適用病害虫名	使用時期	使用量	使用回数	散布方法
移植水稲	水田一年生雑草など	移植直後から ノビエ3葉期	500ml /10a	1回	原液湛水散布、または無人航空機による満下

【散布当日】

- □ 必要な水量と薬剤量を手配しましたか?

作業者のチェック!

【散布当日】

- □ 体調に異常はないですか?
- □ 保護具はしっかり着用していますか?
  - ・ヘルメット
  - ・ゴーグル
  - ・農薬用マスク
  - ・手袋(薬液調製時等)
  - ・作業服
- □ 熱中症対策は万全ですか?

散布後のチェック!

【散布当日~散布後】

- □ 圃場に散布漏れはありませんか? (散布場所の確認)
- □ 散布量の過不足はありませんか? (薬剤の残量把握)
- □ 農薬空容器は適切に処分しましたか?
- □ ドローン機体・散布装置を洗浄しましたか?
- □ 機体や容器の洗浄液は、水系に流さず適切な処分を行いましたか?
- □ 作業者自身の手洗い等を行いましたか?
- □ 飛行日誌への記録、飛行後点検を実施しましたか?

24-02 CC